

香川県条例第11号

香川県使用料、手数料条例及び香川県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例
 (香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)~(11)	略			(1)~(11)	略		
(12)	香川県社会福祉総合センター	調理実習室使用料	略	(12)	香川県社会福祉総合センター	調理実習室使用料	略
		健康プレイルーム使用料	略			文化教養室使用料	午前9時から午後9時まで
		略				健康プレイルーム使用料	
		略				略	17,600円
		略				略	
(13)~(36)	略			(13)~(36)	略		
第2表 略				第2表 略			

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第2条 香川県社会福祉総合センター条例(平成9年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																													
<p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p>	<p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p>																																													
<p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 630 1066 986"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康プレイルーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			調理実習室	略		健康プレイルーム			略			略			略			<p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 630 2051 986"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化教養室</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>健康プレイルーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			調理実習室	略		文化教養室	午前9時から午後9時まで	17,600円	健康プレイルーム			略			略			略		
施設等	単位	金額																																												
略																																														
調理実習室	略																																													
健康プレイルーム																																														
略																																														
略																																														
略																																														
施設等	単位	金額																																												
略																																														
調理実習室	略																																													
文化教養室	午前9時から午後9時まで	17,600円																																												
健康プレイルーム																																														
略																																														
略																																														
略																																														

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。